

手続名
高額療養費支給申請手続

担当課・係（連絡先）

保険年金課（049-251-2711 内線313）

手続説明

- ・概要
同一月にかかった一部負担金が高額になった場合、自己負担限度額を超えた分を高額療養費として支給します。
- ・要件
自己負担限度額の適用区分に関しては手続詳細URLをご参照ください。
- ・提出期限
診療月の翌月1日から2年以内となります。

必要書類

- ・マイナンバー確認書類と本人確認書類
⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。
https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynumber_seido/mainanba201410.html
- ・国民健康保険被保険者証
- ・国民健康保険高額療養費支給申請書
- ・医療機関等の領収書（該当者のみ）

手続詳細URL

https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/03hoken/kokuken/shikaku_kyufu/2010-0826-1832-16.html

出張所での取扱い	木曜延長・休日開庁の取扱い
あり	あり